

県政調査報告書

平成 31 年 3 月 14 日

県議会議長 桐生 秀昭 殿

会派名 立憲民主党・民権クラブ神奈川県議会議員団

団長名 てらさき 雄介

(署名又は認名押印)

県政調査を次のとおり実施しましたので、報告いたします。

1 調査議員	(調査団長) 浦道 健一 (団 員) 山口 ゆう子 てらさき 雄介 いとう 康宏
2 調査目的	公営企業が子育て支援に取り組んでいる事例、高齢者及び障がい者の再犯防止に取り組んでいる事例、里親委託率を高い水準で維持することに取り組んでいる事例、伝統工芸産業の活性化に取り組んでいる事例、公契約条例の制定により公契約における透明性・競争性の確保等に取り組んでいる事例を調査することにより、本県の今後の施策の推進に資することを目的とする。
3 調査期間	平成31年2月4日～平成31年2月5日
4 調査地	富山県、滋賀県、愛知県
5 調査内容	<ul style="list-style-type: none">調査内容は、別添報告書のとおり。経費は、合計 275,988 円であった。



県政調査報告書



愛知県議会議事堂議会PRコーナーにて

(左から、いとう康宏議員、浦道健一議員、てらさき雄介議員、山口ゆう子議員)

場所：富山県・滋賀県・愛知県

日程：平成31年2月4日(月)～5日(火)

立憲民主党・民権クラブ神奈川県議会議員団

県政調査日程表

調査日	調査地	調査箇所及び調査内容
2月4日(月)	富山県 富山市	■富山県庁 ・売電収益を活用した子育て支援の取組について
2月5日(火)	滋賀県 大津市	■滋賀県庁 ・高齢者・障がい者の再犯防止のための取組について ・里親委託の取組について ■社会福祉法人小鳩会 ・里親委託の取組について
	愛知県 名古屋市	■愛知県庁 ・「伝統工芸産業ブラッシュアップ事業」について ・公契約条例の制定について

I 富山県庁

【調査項目】売電収益を活用した子育て支援の取組について

調査日時：平成31年2月4日(月) 13時～14時

調査場所：富山県庁（富山市新総曲輪1-7）

応 対 者：富山県企業局電気課 高柳 新エネルギー開発主査

1 富山県の電気事業の概要

富山県企業局では、電気事業、水道事業、工業用水道事業及び地域開発事業の4つの事業を運営している。企業局の職員総数は約110名で、この内、約20名が本局の電気課で電気事業を行っている。

(1) 富山県の電気事業のあゆみ

富山県では、古くは大正9年から電気事業を開始した。県の地形は、標高3,000m級の立山連峰から水深1,000mを超える富山湾まで、約4,000mの高度差があることから、急峻な河川の勢いを利用した水力発電事業を行った。



昭和11年までに7つの発電所を建設して発電を行っていたが、昭和17年、戦時中の国策により、営業中の7発電所と建設中の4発電所が接収されたため、県営電気事業は一旦幕を下ろした。

しかし、戦後復興期の電力不足を受け、昭和30年頃から県営電気事業を再開し、現在は、水力発電所20箇所と、太陽光発電所1箇所の、計21の発電所で事業を行っている。

(2) 事業概要

県営電気事業では、現在、上市川水系、井田川水系、和田川水系及び小矢部川水系の4つの河川を中心に発電を行っており、電力の供給規模は、年間約5億3,700万kWhである。これは県内世帯の約3分の1を賄うだけの電力量に匹敵する。総出力は約14万kWで、公営電気の中では全国5番目の規模である。

2 子育て支援事業「とやまっ子すくすく電気」について

(1) 制度創設の経緯

平成28年4月、国の電力システム改革第2弾により、従来は一般電気事業者（地元の電力会社）にしか電力を卸せなかったところ、どの小売事業

者（発電事業者）にも売電できるよう電気事業法が改正された。

※電力システム改革

平成25年4月2日に閣議決定された「電力システム改革に関する改革方針」において、①広域系統運用の拡大、②小売及び発電の全面自由化、③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保という3段階からなる改革の全体像が示され、第1弾、第2弾、第3弾の実施に必要な措置を定めた電気事業法改正案が、それぞれ、第185回臨時国会、第186回通常国会、第189回通常国会において成立している。

県はそれまで、地元の北陸電力株式会社と長期売電契約を結んでいたが、売電契約終了後の県営電気事業のあり方などについて、平成28年8月に「富山県再生可能エネルギー等推進会議」という有識者会議を立ち上げ、中長期的な事業展開の検討を開始した。年度内に3回の会議を開催し、平成29年2月には、「地域に安価な電力を安定的に供給する公営電気事業者としての役割を損なわないよう現行の長期電力需給契約を継続しつつ、更なる地域への貢献を目指して、電力システム改革の動向や他県の取組等に留意しながら、地域への新たな電力供給形態についても検討していく」という、提言を受けた。

これを受けて、県では、平成36（2024）年度末までの北陸電力との全量売電契約を存続させた上で、県の施策に役立つ、新たな電力供給形態を検討していくこととし、平成29年6月から電力供給モデル調査を行うこととなった。

県では従来から、電気事業の決算で黒字が出た場合、一般会計へ繰り出して、水源のかん養や、森林の保護等、水力発電に資する事業に充ててきた。平成24年7月に固定価格買取制度が始まり、売電収入が伸びたことから、年間約1億5,000万円あった繰出金の額は、昨年の決算では総額7億円余りになっている。繰出金は、知事部局の子育て支援をはじめとした様々な事業に活用され、これまでも県政を陰から支えてきた。有識者会議の提言を受け、新たな電力供給形態を検討する上では、それ以上に、更なる地域への貢献を可能とする、新たな方法の模索が必要だった。その検討の中で、県有施設への売電、人口増につながる転入世帯への割引供給等とともに、県の重要課題である子育て支援が挙げられ、これが「とやまっ子すくすく電気」の制度創設に繋がることとなった。

（2）事業概要

平成29年度に子育て担当部局が「ほしい子どもの数」を調査したところ、理想では3人以上という世帯が57.5%あるのに対し、実際には2人という世帯が54.2%あり、理想と現実のギャップが生じていた。その理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」という回答が約7割あった。

そこで、県庁一丸となって子育て支援施策を展開しようと、企業局及び

知事部局で協議した結果、子ども3人以上の子育て世帯の電気料金負担を軽減する、「とやまっ子すくすく電気」が誕生した。本事業については、平成30年2月に知事が記者会見で発表し、4月から周知を行い、6月から申請受付を開始した。

ア 対象世帯

県内で18歳未満の子ども3人以上が同居する世帯。国勢調査をベースに推計し、県内の子ども3人世帯が約9,000世帯、4人以上の世帯が約1,000世帯、合計約1万世帯が対象となると見込んで制度設計した。

イ 支援額

民間のコンサルタントに委託した電力供給モデル調査（アンケート）の結果、どれだけ電気料金が安くなれば「お得感」が出るかという問いに対し、5%割引から「少し安くなった」という数字が出始めたため、5%を基準に支援額を定めた。加えて、子育てにかかる費用がより大きな、子ども4人以上の世帯に対する支援は10%相当に引き上げた。

(ア) 子ども3人世帯 月額 700円（電気料金の5%相当を支援）

年間最大 8,400円（平成30年度は最大5,600円（8箇月分））

(イ) 子ども4人世帯 月額1,800円（電気料金の10%相当を支援）

年間最大21,600円（平成30年度は最大14,400円（8箇月分））

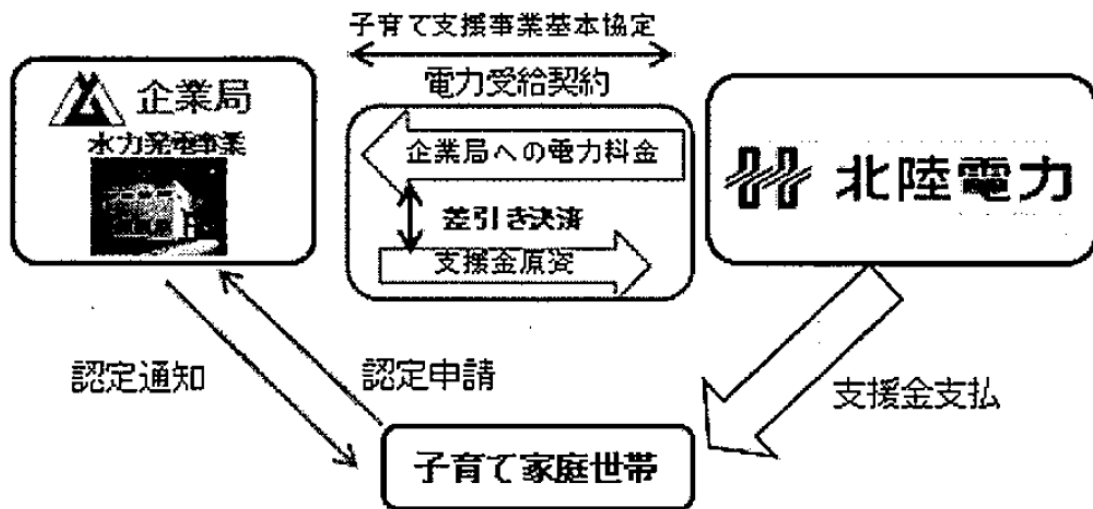
ウ 事業実施期間 平成30年8月から平成32年3月まで

エ 申請件数 3,509件（平成31年1月29日現在）

現在の申請件数は、事業の対象となる推計1万世帯の約3分の1。一見すると少ない印象を受けるが、子ども4人以上の世帯については、約7割程度、650件程度の申請がある。

オ 事業費 約3,000万円

(3) 事業スキーム



(出典：配布資料)

(4) その他

- 「とやまっ子すくすく電気」の資料付きのチラシを作成し、市町村の子育て窓口や、県と包括連携協定を結んでいる民間企業のイオン、マックスバリュの店頭で配布している。チラシの裏面が申請書になっており、要件を記入し、住民票等を添付すれば申請ができる。

(出典：配布資料)

- ・ 保育料の軽減等、一般的な子育て制度のメニューでは所得制限等があることから、要件に合致せず、恩恵が受けられない場合も多いが、子育て世帯を幅広く対象としたいという考えから、本事業では、所得制限は一切設けていない。
また、北陸電力の契約者のみならず、新電力に切り替えた世帯であっても、県内で子育てをしていれば対象とした。

3 質疑・意見交換 (凡例 ■：調査議員、□：応対者)

■ 子育てに特化したという点は、知事の指示等によるものか。

□ 特に知事から指示があったわけではなく、庁内で情報交換等を行った結果、子育て支援に行き着いた。

最初にイメージしたのは、山梨県と東京電力による新しい電気ブランド「やまなしパワー」である。東京電力が全額負担をして、中小企業向けに電力を3～4%安く売るという「やまなしパワー」の割引メニューを参考に、子育て世帯向けの割引メニューを作れないか検討した。



■ 水道事業では同様の試みはあるか。

□ 水道事業は今のところ黒字であるものの、老朽化した水道管の更新に費用がかかるため、還元するほど大きな黒字ではない。電気事業は、昨年度決算で電力収入が約48億円あり、費用が約34億円で、13億円余の黒字となっており、その半分を一般会計に繰り出している。制度開始当初から、全世帯が申請したと仮定して、最大約1億円かかると見込んでいたところ、現時点では想定の3分の1程度の申請となっている。申請すれば支援を受けられる制度で非常にありがたい、という県民の声は聞いているので、周知や申請の方法を工夫し、使いやすい制度を目指したい。

■ 平成32年3月までは、子どもが3人以上いる世帯を対象に事業を実施するということだが、今後、子どもが2人以上いる世帯を対象とするなど、制度の拡大は考えているか。

□ 首都圏と異なり本県では人口が減少しており、世帯の子どもが2人では現状維持のところ、3人いれば人口増に繋がるということで対象世帯を決定した。現在の人口は約105万人で、県内世帯が約40万世帯あるところ、その内子ども2人以上の世帯となると、相当な範囲に広がってしまうため、難しい。

また、昭和30年代から発電所建設を行ってきたので、50年以上経つ発電所が10箇所ほどある。老朽化した発電所をどう延命化していくのか、場合

によっては改築することも、今後の経営の中で判断していかなければならない。まずは今回の事業期間で実施し、経営状況を見ながら制度の延長について判断、検討したいと考えている。

- 水道事業の状況を考えると、電気事業の黒字をそちらに回して、配管の更新等を進めるというのが普通の考え方かと思う。子育てに特化するという発想は面白く、所得制限もなく行えているのは素晴らしい。
- 水道事業については、公営企業は独立採算をしなければならないことから、電気事業の黒字を水道に回すことができなかった。
- 電気事業について、負債はないのか。少しでも早く返済せよという声はなかったか。
- 過去整備した発電所の企業債の残高はあるが、毎年の黒字の中で返していける状況である。また、旧公営企業金融公庫から借り入れた残高であるため、繰上償還すると違約金が発生する。このまま返済を続けてもあと数年で完済となる。
- 申請すれば支援を受けられるのに、申請者がまだ3分の1という点については、どういった理由が考えられるか。
- 子どもが多くいる世帯には、経済的に裕福な層もある程度含まれていると考えられるため、支援額に比して、住民票を取得して申請する手間が大きいと考える方もいると思われる。
- 「更なる地域への貢献を目指して」というと、他の案もあったのか。
- 売り上げが減少して中小企業向けの制度融資を受けている企業に向けた電力の割引、北陸新幹線ができて並行在来線を運営するようになった第三セクターへの電力の割引、新しくできた県の美術館等の県有施設へ電力を安く供給することなどを通じ、広く県民に還元することも考えた。また、自己託送という制度があり、発電した電力を、北陸電力の設備を介して県の施設に供給するということも可能ではあるが、これには北陸電力との全量売電契約を破棄して別の契約を結ぶ必要があった。手続きが煩雑になることも念頭にあり、現在の契約を維持した上でできることは何かと考え、今回の「すくすく電気」を作った。
- 少子化対策ということでは、県として人口を増やすために、今回の制度について、他県に対するPRは行ったか。また、県内の基礎自治体は住民にPRしているか。
- 企業局としては、まずは現在の県民の経済的負担の軽減を図りたいということで進めており、この制度で県外からの転入者を増やそうという段階には至っていない。
- 低所得者層や高齢者向けの割引といった話はよく聞くが、子育てに関する支援というのは素晴らしいと思う。全国初ということでよいか。
- 公営企業としては、直接子育て支援をするのは全国初である。
- 今後の課題として、老朽化した発電所の延命化といった問題もあると思うが、電気事業自体の純利益は上りそうか。

- 2年ごとに北陸電力と電気の供給単価の契約をしており、平成28～29年度は1kWh当たり7.5円で売っていたものが、平成30～31年度は7.93円に上がっている。また、上百瀬発電所という小水力の発電所が12月にできた。収益は徐々に増える見込みである。
- 事業について、企業局が資金を負担しているが、運営は知事部局が行っているのか。
- 企業局電気課で行っている。電気課には電気職、ダム等を管理する土木職及び事務職がいるが、約20人の職員の中でも事務職の2人でほとんどの運営を行っている状況である。申請は全て企業局に提出され、審査から認定までを行うが、北陸電力の契約者については、北陸電力と基本協定を結んでおり、一部データの入力や、振込口座の誤記載等のチェックを手伝ってもらっている。また、住民票等の添付漏れが約2～3%、記入漏れが約10%あり、確認と修正にはかなりの手間がかかっていることから、うまくできる仕組みを模索している。

【視察を終えて】

子育て支援事業が、知事部局からではなく企業局からの提案であり、事業運営も企業局が担っていること、また、公営企業として、直接子育て支援を行っているのは、全国でも初めてと聞いて驚いた。

本県においても、人口減少時代が迫る中、少子化対策は喫緊の課題である。「子育てするなら神奈川」を発信している本県である以上、県民に目に見え、県民が実感できるよう、本県の施策に反映するべく取り組んでいく。



富山県議会議会棟にて

Ⅱ 滋賀県庁

【調査項目】高齢者・障がい者の再犯防止のための取組について

調査日時：平成31年2月5日(火) 9時～9時30分

調査場所：滋賀県庁（大津市京町4-1-1）

応 対 者：滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課

海老根 課長補佐兼係長

関 副主幹

幸重 再犯防止実態把握調査員

1 滋賀県の概要

滋賀県の人口は、戦後、京阪神のベッドタウンとして増加を続け、平成20年には140万人に到達した。龍谷大学、立命館大学のキャンパスがあることから、若い人たちの転入も多い。平均年齢は44.5歳（全国＝47.3歳）で、全国第3位の若さである。また、15歳未満の年少人口の割合についても14.3%（全国＝12.4%）



で、全国第2位の高さである。人口自然増減率も、全国的には低下しつつある中では横ばいを保っている。

平均寿命は男性が81.78歳で全国第1位、女性は87.57歳で全国第4位である。ボランティア活動や規則正しい生活といった、日々の生活が背景にあると言われている。

そうした中で、75歳以上の人口は、全国と同様、2030年まで増え続けると推計されている。

2 これまでの取組について

(1) 広報・啓発活動等

滋賀県の三日月知事は、衆議院議員時代から更生保護の分野に大きく関わり、超党派の再犯防止の議員連盟に参加していた人物である。「人は人の中で人になる」をスローガンに、特に「居場所と出番が大事」として、これまでも再犯防止に取り組んできた。広報・啓発においては、知事が先頭に立って、各種フォーラム等に参加し挨拶を行うなど、PR・周知活動を推進している。主な活動の場は次のとおり。

- ア 「社会を明るくする運動」内閣総理大臣メッセージ伝達式
- イ 更生保護フォーラム（大津保護観察所・滋賀県更生保護協力雇用主会
連合会と共催）
- ウ 大津矯正展（滋賀刑務所）
- エ アメニティフォーラム

（２）県庁関係課の取組

- ア 保護観察対象者を臨時的任用職員として雇用
大津保護観察所からの推薦を受け、保護観察対象者を臨時的任用職員として雇用する。直近では平成27年1月から6月までの半年間雇用した。
- イ 県建設工事の入札参加資格審査における加点
建設工事の入札参加資格審査に用いる主観点数のうち、「保護観察対象者等の就労支援」に関する評価項目について、支援の態様に応じて加点を行う。平成28年度から運用を開始したところ、平成26年4月に172あった登録事業者数は、平成30年4月には359に増加した。実際に雇用に結びついたのは10社前後。
 - （ア）大津保護観察所に協力雇用主として登録・・・5点
 - （イ）直接雇用・・・10点
 - （ウ）間接雇用・・・下請企業ごとに2点（6点を限度）

（３）健康福祉政策課の取組

- ア 地域生活定着支援センター事業（社会福祉法人グローに委託）
刑務所等出所者への出口支援として、平成21年から厚生労働省の補助事業を受けて実施。出所後に居場所がない高齢者・障害者を対象に、出所後に生活保護の申請や、障害者手帳の取得等の支援を行う。全国的にも展開されているもの。
- イ 刑事司法手続き段階にある高齢者・障害者入口支援事業（社会福祉法人グローに委託）
県単独事業で平成28年度から実施。逮捕や送検などがあつた障害や認知症等の背景がある人は、福祉的支援があれば再犯に陥らないケースもあることから、グループホーム等の地域の福祉サービスに繋げ、適切な支援を行うことにより、再犯防止を達成しようとする取組。

3 再犯防止推進の取組について

～支え手よし・受け手よし・地域よしの再犯防止「三方よし」プロジェクト～

滋賀県では、平成30年度から「支え手よし・受け手よし・地域よしの再犯防止『三方よし』プロジェクト」と名付けて、再犯防止の取組により一層の力を入れている。「買い手よし・売り手よし・世間よし」（売り手と買い手が共に満足し、さらに地域社会に貢献できる商売がよい）とした「近江商人」の精神にちなんだネーミングで、重いイメージのある再犯防止にも、福祉に携わる人々が馴染みやすいようにと考えられている。



(1) 背景

近年、受刑者の総数は減少しているが、高齢者の占める割合は高い。平成8年から平成27年までに、全国の高齢入所受刑者数は517人から2,313人に増え、高齢者率は2.3%から10.7%まで上昇している。こうした高齢者の中には、地域社会から孤立したり、家族や職を失ったことをきっかけに経済的に困窮したりして、追い込まれた末に万引きや無銭飲食等の罪を犯してしまう人もいる。

(2) 役割の明確化

「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」においては、国、民間、地方の三者が連携することとされ、それぞれの役割分担がある。同じことをしても連携にはならない。国や民間が実施していること以外で、地域生活をうまく繋げることを滋賀県の役割とし、施策を進めている。

(3) 法務省のモデル事業の活用

高齢者・障害者への支援が課題になる中、法務省のモデル事業を活用するという話が出た。そこで、さらに総合的な支援を目指して、①高齢者・障害者等への対応、②就労定着に向けた対応、③薬物依存に関する医療連携の3つの課題に一括対応することとして、モデル事業に手を挙げた。

※地域再犯防止推進モデル事業

国・地方公共団体の協働による効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地域再犯防止推進計画の充実といった一連の取組を、地域再犯防止推進モデル事業として実施するもの。

ア 高齢者・障害者等への対応

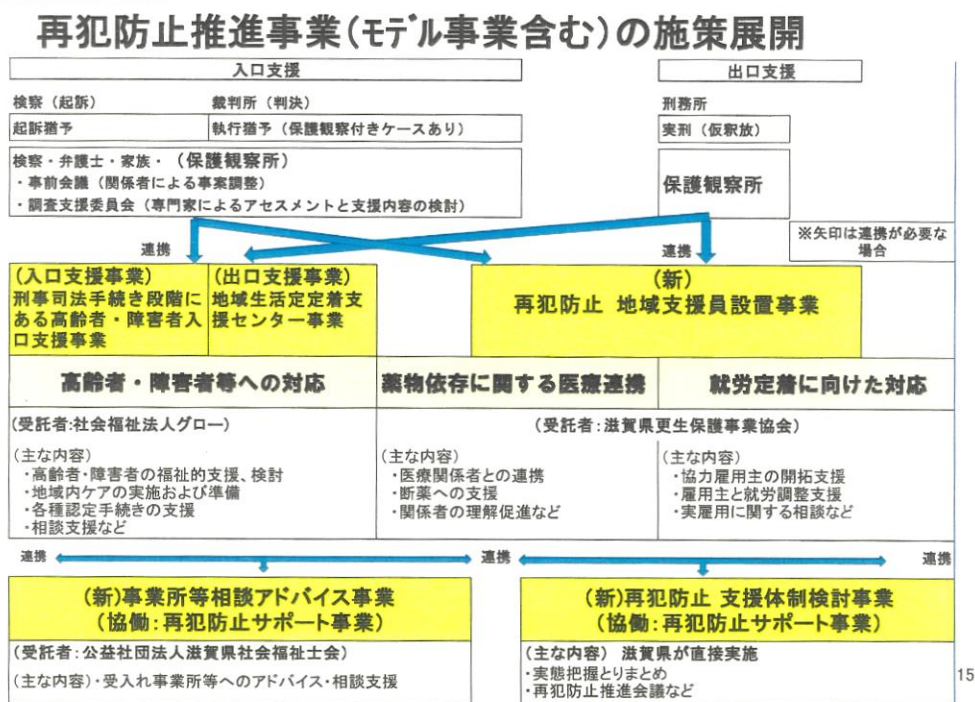
平成28～29年度に県単独事業で実施していた「刑事司法手続き段階にある高齢者・障害者入口支援事業」を、平成30年度から3年間は法務省モデル事業として見直した。出口支援である地域生活定着支援センター事業とともに、引き続き社会福祉法人グローに委託して実施。

イ 就労定着に向けた対応

再犯防止地域支援員設置事業として、滋賀県更生保護事業協会に委託し、協力雇用主の開拓支援、雇用主との就労調整支援、実雇用に関する相談等を実施。

ウ 薬物依存に関する医療連携

再犯防止地域支援員設置事業として、滋賀県更生保護事業協会に委託し、医療関係者との連携、断薬への支援、関係者の理解促進のための取組等を実施。



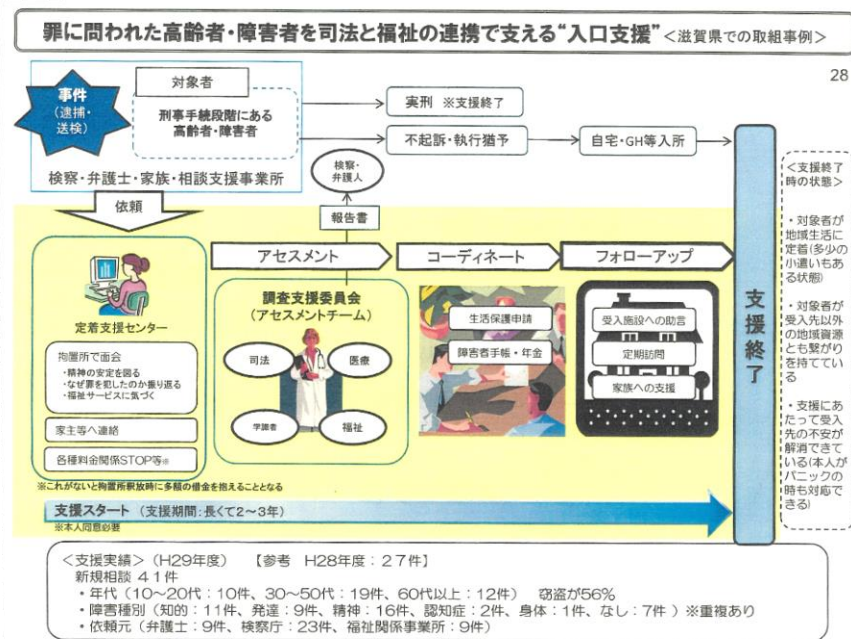
(出典:配布資料)

4 刑事手続段階における高齢者・障害者入口支援事業について

入口支援については、全国的にも立ち上がってきているが、滋賀県は先駆けである。

高齢や障害があり支援が必要な人の事件が発生すると、検察、弁護士、家族等から地域定着支援センターに連絡が入る。センターでは、状況の調査や拘置所で本人と面会等を行い、具体的な方針について調査支援委員会(アセスメントチーム)に諮る。調査支援委員会は司法、医療、福祉、学識者等で

構成され、どのような福祉的支援が望ましいかを総合的に検討し、地域支援が必要となれば、センターの職員が支援の調整に入ることになる。



(出典：配布資料)

(1) 事業目的

包括的な社会復帰及び再犯防止の体制整備を図ることを目的として、刑事手続段階にある高齢者・障害者に対し、刑事司法関係機関（検察、保護観察所、少年鑑別所、刑務所、警察）と福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等が連携して、必要な福祉的支援のアセスメント及びコーディネートをする仕組みを構築する。

(2) 事業内容

ア 事業検証員会の設置

各業務を円滑かつ効果的に実施するための調整業務（司法と福祉、医療等の関係機関の連携基盤整備）や、事業啓発活動を役割として、下記イ～エの運営及び協働に関する検証と協議を行う。

イ 本人と関係機関に対する支援

福祉的支援に関する本人の意思確認、本人に関する情報収集と連絡調整、弁護士への福祉的支援に関する助言を行う。

ウ 調査支援委員会の開催

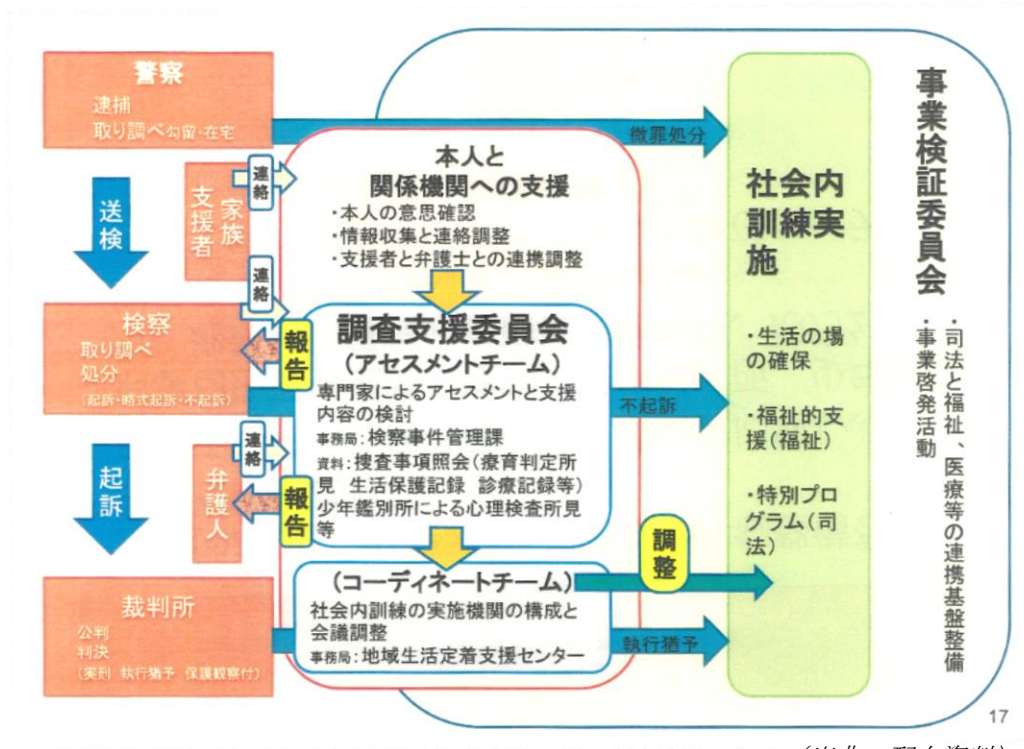
概ね2箇月に1回開催し、常日頃から情報交換を行っている。

アセスメントチームでは、専門家により障害の程度・特性を把握し、生活環境等の背景要因を明らかにするとともに、今後の地域生活に必要な配慮や福祉サポートについて検討する。

コーディネートチームでは、検討結果に基づいたサービス調整、チーム構成員の役割分担確認、社会内訓練プログラムの実施検討を行う。

エ 社会内訓練の実施

不起訴処分・執行猶予等となった場合、地域で円滑に暮らすことを目的として、福祉事業所等（更生保護施設、自立準備ホーム、救護施設、グループホーム、養護老人ホーム等）において、各種プログラムを活用した社会内訓練を実施する。



(出典：配布資料)

5 質疑・意見交換 (凡例 ■：調査議員、□：応対者)

- 国のモデル事業としては、どの部分に最も予算を使っているか。
- 法務省のモデル事業としては、入口支援事業に最も予算を使っている。出口支援事業は厚生労働省の補助事業である。
- 保護司を含め支援に当たる人数はどのくらいか。
- 入口支援1人、出口支援4人の専門スタッフが、地域生活定着支援センターにおいて関わっており、高齢者・障害者が地域で生活していくための事業を行っている。
- 人件費に多くの予算を割いていると思うが、今まで知事が力を入れてい



た既存事業に上乘せするのか、全く新規ということになるのか。

- 滋賀県では県単独事業は1年ごとに見直しがあり、費用対効果や波及性などの審査を踏まえ、1～2年でスクラップ&ビルドされる。入口支援事業は県単独事業であったが、法務省のモデル事業を活用することにより、事業の推進を強化できるという事情があった。このため、実質的には県単独事業で実施していたものと同規模で、国の事業に移行したことになる。

ただし、それだけでは地域の支援が十分ではないことから、プラスアルファとして、新たに「地域支援員設置事業」等を行おうとしている。更生保護の分野では、不動産や就職先等の諸問題について、相談先が分からず「たらい回し」にされるといった声がある。そこで、まず地域支援員を窓口として立て、一括して話を聞いた上で地域のサービスに繋げるといった調整を行う。この意味ではボリュームアップしている。

- 神奈川県では、支援に携わる者への研修に国の事業を活用しようとしている。そうした研修がどう役立つかについて、どのように県民に見せていくかと県庁職員には尋ねている。施策推進の土台となる県民、国民の理解について、滋賀県ではどのようにアピールして理解を得ているか。

- 難しい問題である。現在、滋賀県の再犯防止推進計画の策定を進めており、ちょうどパブリックコメントが終わった。その中で、「支援、支援と言うが、被害者のこともしっかりと踏まえ、県民の理解を得た上での支援ではないのか」といった質問が出たのは、まさしく課題である。

また、専門スタッフの研修等については、滋賀県では決まった方向性はないが、保護司をはじめ、地域で頑張っている人々が集まる場を作り、既存のノウハウの情報交換、勉強会等を通じて、皆のレベルアップを図る場を提供したいと考えている。

- 支援を必要とする人に、必要なサービスをどのように伝えていくか。
- 支援を受ける本人の意向が一番大切であるが、切実に支援を必要とする人がいる一方で、関わりたくないと言う人も多い。とは言え、認知症ともなれば、それなりのサービスは必要になる。まずは、支援の必要性について、警察、検察レベルでの見立てが不可欠であり、関係者・協力者への周知が重要である。この点は、再犯防止推進計画の策定を期に、よりしっかりと伝えていきたいと考える。

【視察を終えて】

安全で安心して暮らせる社会を実現するために、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会であることが求められている。

そのためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等の立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が不可欠である。

犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び犯罪被害者の心情等を

理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが重要であるが、高齢化や貧困、疾病、障害など厳しい生活環境の中、地域社会で孤立しないための支援が重要であることを、今回の調査を通して実感した。

本県においても、平成29年に刑事施設に入所した者のうち、犯罪時の居住地が神奈川県である者の再入者率は、全世代が約53.1%であるのに対し、65歳以上の高齢者は約66.7%と高くなっている。

罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進し、また、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現をするために、国、地方、民間団体の連携と適切な役割分担により、その地域の状況に応じた施策を進めなければならないことが確認できた調査であった。



滋賀県議会議事堂前にて

Ⅲ－１ 滋賀県庁

【調査項目】里親委託の取組について

調査日時：平成31年2月5日(火) 9時30分～10時

調査場所：滋賀県庁（大津市京町4-1-1）

応 対 者：滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局
虐待・非行防止対策係 川副 副参事兼係長

1 里親制度について

里親制度自体は全国一律の制度だが、滋賀県としての受け止め、解釈、活用の仕方がある。

(1) 里親制度とは

「里親制度」とは、保護者の入院、離婚、経済苦、養育の拒否、虐待等の様々な事情から家庭で暮らすことのできない子ども（要保護児童）を、自らの家庭に迎え入れて養育する、児童福祉法上の制度である。私的に好意で養育するというだけでなく、法的な制度である。



里親制度のほかに、要保護児童のための制度として、乳児院や児童福祉施設等での「施設養護」といった仕組みもある。日本では多くの子どもたちが施設で生活しているが、国はより家庭的な環境で子どもを育てる方向にシフトしようとしている。

(2) 里親制度の目的

里親制度は「子どもを育てたい大人」のための制度ではなく、「その子どもにとって最適の養育者」を探すための制度である。大変重要な点であり、県は一般県民に対して丁寧な周知を行っている。

なお、里親が子どもを養育している間は、県から手当てや養育費が支給される一方で、虐待の禁止や児童相談所等の関係機関との連携等、子どもを養育する上で守らなければならない最低限の義務・ルールが課せられる。いわゆる一般的なボランティアとは異なり、公的な責任によって子どもを養育してもらうことになる。

(3) 滋賀県が求める里親とは

県では次のように、色々な形での里親を求めている。

- ア 短期間（数日～数週間程度）だけ養育する里親
- イ 子どもが転校せずに済むよう、同じ校区の子どもを養育する里親
- ウ 中学生、高校生を養育する里親
- エ 乳幼児期から長期（年単位）で養育する里親
- オ 養子縁組を希望する里親

ア～エは養育里親と呼ばれ、子どもが家庭に帰れるようになるまでの間、一時的に（場合によっては児童福祉法が定める18歳到達まで）家庭で子どもを預かって養育する里親である。中でも、ウの中高生を養育する里親については成り手の希望が少ない。

オは養子縁組里親と呼ばれ、里親と子どもの間で法的な養子縁組を結ぶことを前提に子どもを養育する里親である。いわゆる「赤ちゃん縁組」であり、成り手の希望は最も多い。

（４）里親の登録要件

里親の登録要件は次のとおりである。

- ア 心身ともに健全であること。
- イ 経済的に困窮していないこと
- ウ 里親希望者本人と同居人が、児童福祉法に定める欠格事由に該当していないこと（欠格事由＝過去に法を犯して刑罰を受けている、成年後見を受けている等）

イの経済的な条件については、いくら以上の所得がなければならないとはされておらず、一般的な生活を営んでいれば足りる。

一定の要件はあるとしても、特別な資格は必要ない。里親希望者は、研修（講義・実習）、家庭訪問調査を経て、審査会の審査を受けた後、里親として登録される。

（５）子どもの委託について

児童相談所（子ども家庭相談センター）が、登録された里親家庭の中から、希望条件、生活環境、子どもの意向や特性等を考慮して委託先を選定する。選定は一番の悩みどころで、実際には、里親登録をしても長期間委託がない家庭もあれば、ごく短期間で委託が決まる家庭もある。需要と供給がうまくマッチしないことが、現実問題として存在する。

里親制度は、子どもにとって最適な養育環境を探すための制度であることから、県では、より多くの家庭に登録してもらうことで、子どもたちの生活の場の選択肢が増え、ひいては子どものよりよい養育環境につながると考えている。

2 新しい社会的養育ビジョンについて

(1) ビジョンの背景

家庭で暮らせない子どもたちが、施設や里親に預けられる背景は、昭和の時代からかなり様変わりしている。かつては、親の死亡・行方不明による孤児というケースが多かったが、現在は、親から虐待を受け、児童相談所の介入により家庭から隔離されたというケースが増加している。

社会的養護が必要な子どもたちは、全国に約45,000人、県内には約300人いる。こうした子どもたちは、乳児院や児童養護施設といった施設養護、あるいは里親やファミリーホームといった家庭養護の下で暮らしている。全国的な入所割合は、施設養護が8割、家庭養護が2割弱である。国の方針として、社会養護に係る子どもたちの生活場所を、施設から家庭へ大幅に転換しようという流れがある。

国の方針 ～施設から家庭へ～

- ①施設入所は「乳幼児で数か月」など短期に！
- ②3歳未満は5年以内に75%以上を里親に！
- ③特別養子縁組を倍増し、年間1000人以上に！

②の3歳未満の里親委託率について、全国的にもトップクラスと言われる滋賀県でも、現在は約40%という状況であり、実現には30%以上を上乗せする計算になる。③の特別養子縁組については、現在、年間約500人のところ、ほぼ倍増させるという方針である。

(2) 家庭的養育優先の原則

新しいビジョンにおいては、子どもの生活の場所を決定する考え方として、「家庭的養育優先の原則」を示している。具体的には、まず、①子どもが実家庭において健やかに養育されるよう、保護者への支援を行う。次に、②実家庭での養育が困難となった場合、子どもが家庭と同様の環境で継続的に養育されるよう、里親やファミリーホームでの受入れを検討する。最後に、③里親家庭等でも養育が困難となった場合には、可能な限り家庭的な養育環境として、小規模で、家庭に近い環境を整えている施設等への入所を検討する。

この原則により、子どもの生活の場所については明確な優先順位が示されているものの、8割の子どもが施設で暮らしている現状からすれば、国の方針の達成は相当にハードルが高いと言える。国としても、各都道府県の対応に関しては、地域の実情に応じた推進計画（数値目標や達成期限等）を定めることとして、完全なる義務とはしていない。

3 滋賀県の里親支援について

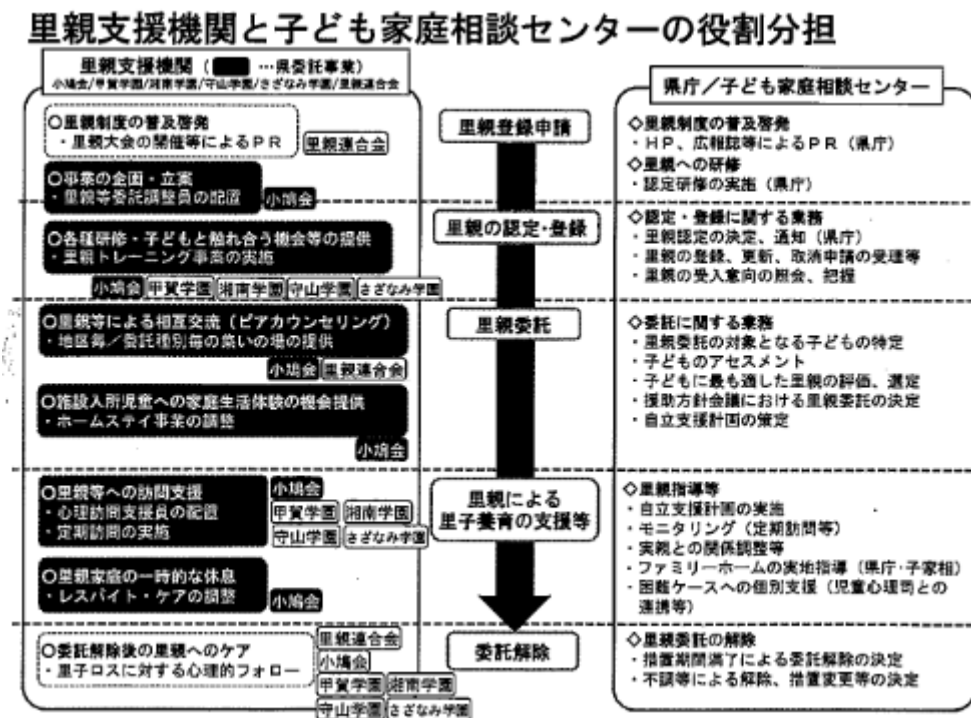
(1) 滋賀県における里親支援機関・施設等の概況

子ども家庭相談センター（児童相談所）は中央、彦根、大津・高島の3箇所で、県を3地域に分け、それぞれの地域を所管している。

乳児院は1箇所、児童養護施設は4箇所あり、いずれも南部に偏って存在している。施設によっては、里親支援の専門職員を配置している。地域的偏在により、地区割等での分担が難しいことから、里親支援機関として参加した施設は、それぞれが滋賀県一円を管轄して活動することになる。

(2) 里親支援機関と子ども家庭相談センターの役割分担

里親登録申請から里親委託を経て、最終的な委託の解除に至るまで、基本的には全ての業務をセンターが行うが、昨今増加する相談や虐待への対応で里親支援に手が回らないという現状がある。そこで、里親支援機関が、施設の専門性を発揮して、主に委託後の里親家庭の養育支援、家庭訪問及び相談を行っている。当事者団体である里親連合会は、当事者同士、同じ立場からのピアカウンセリングや、里親制度の普及啓発等も行っている。



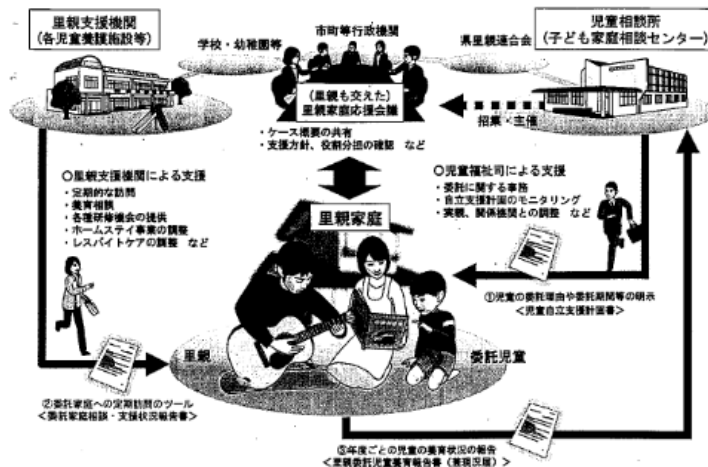
(出典：配布資料)

(3) 里親支援にかかる関係機関の連携体制

会議名	主な役割	開催頻度	場所	メンバー概要
里親委託推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・里親関連事業の実施に当たっての大局的な助言等 ・里親支援事業全般の運営に関する進行管理 	定例 4月 8月 2月	県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・里親 ・児童福祉施設職員 ・学識経験者 ・各子ども家庭相談センター所長 ・子ども・青少年局
里親支援事業実務者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・里親支援事業の実務者レベルの連絡調整 ・未委託里親に関する情報共有等 	定例 毎月第3水曜	大津・高島子ども家庭相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・里親等委託調整員 ・心理訪問支援員 ・里親支援専門相談員 ・子ども家庭相談センター ・子ども・青少年局
里親家庭応援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委託後の里子支援に関する方針や関係者間の役割分担の確認 	随時 里子委託ほか必要に応じて	委託地域の学校・園等	<ul style="list-style-type: none"> ・委託里親 ・地域里親会 ・里親連合会 ・学校、園 ・市町行政関係者 ・里親支援機関 ・子ども家庭相談センター

里親支援の役割分担を明確にするために、三層構造の連携体制を構築している。中でも、里親家庭応援会議は、里親家庭への委託の都度、必ず開催するもので、地域の関係者が一堂に集まる場に委託里親自身も出席して顔繋ぎを行い、里親養育に関する支援方針を皆で確認する。里親からは、支援してくれる相手が分かるという点で、高評価を得ている。

関係機関による里親家庭の支援イメージ



(出典：配布資料)

(4) 里親委託の登録区分等について

県では、全ての里親に対して意向調査（アンケート）を行い、里親自身の家庭の状況を検討してもらった上で、委託の登録区分を選んでもらっている。

ア 養育里親（①施設入所児童ホームステイ）

子どもの生活拠点は施設。里親は、施設と相談して預かりの計画を立て、1回あたり14日間まで、同じ子どもを繰り返し預かる。週末だけなら子どもを預かることができるという家庭に適している。

イ 養育里親（②一時保護委託）

子どもの生活拠点はそれぞれの実家庭。里親は、突発的に依頼を受けて、比較的短期間、地域の色々な子どもを預かる。

ウ 養育里親（③長期養育）

子どもの生活拠点は里親宅へ移る。里親は、一定のマッチング期間を経て、比較的長期間、特定の子どもの継続的に預かる。

エ 養子縁組里親（特別養子縁組前提）

子どもの生活拠点は里親宅へ移る。里親は、一定のマッチング期間を経て、比較的低年齢の子どもを預かる。委託措置の期間は比較的短い、養子縁組により子どもとの関係は永続的なものとなる。

オ 小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）

家庭養護の新しい一形態。一定の里親委託経験を積んだベテランの里親により、大人3人以上の体制で、最大6人までの子どもを養育する事業（第二種社会福祉事業）。県では、専門的ケアが必要な児童を養育する「専門里親」資格を有する多くの里親がファミリーホームに移行しており、委託率も非常に高い。実態として数多くの処遇困難児童の受入先となっている。

4 その他

県内には、「養子縁組あっせん事業」を展開する事業者がある。養子縁組あっせん事業とは、児童相談所の里親委託によらず、別ルートで養子縁組を実施するものであり、事業開始には都道府県の許可が必要となる。滋賀県内では1箇所、彦根市の産婦人科「神野レディースクリニック」が事業を行っている。

養子縁組については、児童相談所又はあっせん事業者のいずれかに相談するかで、手続きの流れが異なるものの、最終的には家庭裁判所に申し立て、審

判の確定により縁組が成立するという点は同じである。また、県では、児童相談所のケースだけでなく、民間あっせん事業者からあっせんを受けたケースについても、里親の仲間同士の里親サロンをはじめ、里親支援事業の対象とし、委託の経緯に関わらず、子どもと里親の支援を行っている。

県から民間あっせん事業者には、養子となる子どもの背景を考えてくれるよう伝えている。児童相談所の委託にせよ、事業者のあっせんにせよ、その対象となるのは、実親が様々な状況によって自らの手で育てられず、特別養子縁組について同意をした子どもであり、その背景に思いを致すことができるかどうかということは、大変重要である。

特に、実親に様々な事情があることから、子どもたちは出産前からリスクに曝されている可能性があり、出産後や成長後に、障害となる疾患が判明することもある。こうしたことは、県から委託候補である里親希望者に対して、丁寧に説明を行っている。

5 質疑・意見交換 (凡例 ■：調査議員、□：応対者)

■ 約40%の里親委託率について、どういった子どものマッチング率が高いのか。

□ 平成30年4月1日時点では、施設養護の子どもが178名、家庭養護の子どもが106名おり、里親等委託率は37.3% (=106/(178+106)) である。家庭養護の内、61名がファミリーホーム委託で、通常の里親委託よりも圧倒的に多いのが、滋賀県の特徴である。ファミリーホームの養育者は、長年にわたり複数の子どもの養育し、障害や非行があっても受け入れて、上手に集団養護をしてきた方々なので、本来であれば障害等を理由に施設養護となる子どもたちを多く受け止めてもらっている。そうした点で、マッチング率が高くなっている。

■ 障害のある子どもを預かるのに、教育を巻き込んだ、特別支援教育コーディネーター等の活用も考えられるが、滋賀県ではどうか。

□ 障害のある子どもを里親家庭で預かってもらうに当たり、里親委託のある度開催する里親家庭応援会議には、学校、特別支援学級の先生方、スクールソーシャルワーカー等も必ず支援メンバーとして入ってもらっている。こうした関係者との顔繋ぎを行うことで課題をクリアしている。

■ 滋賀県が高水準の委託率を保っているのは、ファミリーホームでの受入れや、民間あっせん事業等の委託の経緯を問わない支援を行っているからかと思う。今後、「新しい社会的養育ビジョン」で示された75%の委託率を目指すという点は、どのように考えているか伺いたい。

□ 40%から75%を目指すというのは困難であるが、無理だと言うわけにはいかない。国は各自治体の状況に応じて計画を定めることとしている。

ただ、国の言う75%には、実家庭での養育に対する支援は含まれていないと思う。滋賀県では、虐待の未然防止、ショートステイ、トライアルス

テイ等で、実家庭を支援する里親を大量に投入したいと考えている。実家庭に居ながら里親の助けも得ている子どもの数を導き出し、家庭養護や施設養護と合算して50～75%という数字が出れば、本来のビジョンの趣旨に合うと思う。この点は「里親活躍率」という言葉を用いて、国にも提案しているところである。委託を希望しながら出番がない、長期委託に繋がらないといった里親が一定数いることから、そうした里親に実家庭支援に協力してもらって、新しい指標が導き出せないかと考えての提案である。

- 神奈川県を担当者からは、本県は親から虐待を受けた子どもが多いため、マッチングが難しいと聞いている。滋賀県ではマッチングできているようだが、虐待についての分類からすると、どういった子どもが多いのか。
- 虐待統計上はネグレクトや心理的虐待が多い。警察からの通報も多い。育てる気がないように見えても、子どもを奪われるのに反対する親もいる。ケースワーカーとしての経験からすると、ネグレクトによって障害特性が悪化することもあるので、早期介入により症状が緩和されるのではないかと考える。特に、高学年の子どもたちのマッチングは非常に難しい。虐待に対しては早期介入が大事である。
- 傾向としては滋賀県も神奈川県も変わらないように思う。
- 変わらないが、滋賀県民は新しい物好きなどころがあり、里親制度については大がかりなPRもしていないのに、多くの申込みがある。神奈川県はPRしても申込みが少ないと聞いており、その点に違いがあるかもしれない。



【備考】この後、里親支援機関として実際に里親支援事業に携わる「社会法人小鳩会」に場所を移して調査を続けた。

Ⅲ－２ 社会福祉法人小鳩会

【調査項目】里親委託の取組について

調査日時：平成31年2月5日(火) 10時30分～11時10分

調査場所：社会福祉法人小鳩会（大津市錦織1-14-25）

応 対 者：小鳩乳児院 山本 施設長

児童養護施設小鳩の家 山田 施設長

1 社会福祉法人小鳩会の概要

社会福祉法人小鳩会は、滋賀県から委託を受け、「小鳩乳児院」及び児童養護施設「小鳩の家」において、実際に里親支援事業に携わっている。昭和36年2月に婦人民生委員等有志により設立され、翌昭和37年1月には、大津市より、大津市立乳児院（昭和25年設置）及び大津市立幼児院（昭和28年設置）の移管を受けて運営を開始した。その後、施設の移転や拡張、事業の拡大等にも取り組み、0歳から18歳までの子どもの一貫養護を目指して、平成4年5月に現在の乳児院と児童養護施設が一体となった施設を完成させた。現在は、乳児院及び児童養護施設に加え、地域小規模児童養護施設「クレヨンハウス」・「ぽっぽハウス」、分園型小規模グループホーム「こぼとフレンドハウス」を運営するとともに、児童家庭支援センター「こぼと子ども家庭支援センター」において地域の子育て支援も行うなど、地域に根差した活動を続けている。

2 里親支援の現状

（1）里親支援事業委託の経緯

県内に乳児院は小鳩乳児院のみであり、児童養護施設は小鳩の家を含めて4施設しかなく、施設が非常に少ない地域とされている。小鳩会が里親支援事業の委託を受けることになったのは、地域の中で里親家庭を支える力を持っていたという点が大きいです。養育里親及び養子縁組里親の委託事例のほとんどが小鳩会から出ているという現状がある。

視察当日は「親子サロン」にて話を伺った。

小鳩会では地域の子育て支援も担っており、日頃は地域の妊産婦、未就園児の子どもと保護者が交流し、親子同士で自由に遊べる場所として利用されている。



(2) 里親支援にかける小鳩会の思い



里親支援について語る山本施設長

児童福祉に携わるに当たり、小鳩会では、子どもの代弁者となることを重視してきた。子どもが里親家庭に行っても、家庭引取りになっても、継続して代弁者であり続けることが重要であると考え、現在の里親支援の体制が整うよりずっと以前から、里親委託された子どもが里親家庭で健やかに育つよう、支援を行ってきた。家庭支援専門相談員も最初から配置でき、看護師や家庭支援専門相談等が、制度にはない支援を続けてきた。

里親や里子の支援を行う中、どのようにして里親と連携して子どもたちの「育ち」を実現するか、法人としての思いは強くあった。一方、児童相談所が児童虐待の相談対応や防止対策で大変な時代に突入していたため、県の担当局が里親委託に力を入れるということについては、現実的には困難な状況があった。

しかし、平成22年には県の里親委託支援事業の委託が開始するとともに、里親委託推進員が配置され、平成24年には里親支援専門相談員が配置された。里親支援に関わる職員の確保ができたことは、小鳩会にとっては非常に喜ばしかった。

また、中央児童相談所に、小鳩会が里親支援にかける思いを理解するケースワーカーが配属されたことも一つの転機となった。社会情勢を把握して何をどれだけ整える必要があるか、いかにして周知をすべきか、国が制度を創設するだけでは足りず、各自治体がどれだけ気合いを入れて取り組むかにも懸かっている。

(3) 里親支援事業の課題

里親支援専門相談員の配置による追い風の中、課題として浮かび上がったのは、支援の手からこぼれてしまう里親家庭と里子の存在である。いくら懸命に支援をしても、家庭で起きる変化や子どもの思いもあって、結果的に里親と里子が合わないことがある。時には、子どもの非行で窮してしまう里親もいる。

ある時、里親による総会において、普段は見かけなかったある里親が、「特別養子縁組はすべきでない。縁が切れないから、子どもが非行に走ったり、色々なことをしたりしても、実の親として育てていかなければならない。だから安易に特別養子縁組はしないでおこう。」といった内容の発言をした。しかし、小鳩会では発言した里親を批判することはできなかつ

た。そう言わざるを得なかった家庭の状況と労苦の大きさを考えると、すぐに適切な寄り添い型の支援ができなかったという反省が大きかった。

そこで、支援の手から誰もこぼさないために、行政と里親支援事業が住み分けをしながら効果的な支援を行うための場として、「里親支援事業実務者会議」が定着した。誰が、どこで、どのような状況にあるかを把握するのは各児童相談所のケースワーカーの役割とし、里親支援事業ではあくまで里親と里子の側で、両者を理解し、伴走型の支援を行う。行政と伴走型支援を行う事業者がタグを組みながら支援を行うというのが、現在出来上がった支援の構造である。小鳩会では職員に対し、「0歳で里親委託された子どもが20歳になっても横にいる」というほどの気合いをもって支援を続けるよう伝えている。

(4) 効果的な支援のために

里親支援事業においては、いかに効果的に支援を進めるかという仕組みが大事である。

ア 相互扶助のための企画支援

現在は、民間あっせん事業者から子どもの委託を受ける里親が増えている。滋賀県では、既に里親認定を受けた方が多くあっせんを受けており、子どもを受け入れる前に、里親支援事業者に連絡をしてきて、応援してほしいと言うことがある。本来、特別養子縁組については、里親支援事業から市町の支援に移るものである。しかし、血縁関係でない、途中養育の親子関係というのは微妙なものがあり、理解者の存在も大事である。

そこで、小鳩会では、特別養子縁組の親だけを対象とした「里ママサロン」を企画し実施している。県民は非常に結集しやすい気質があり、直近では、早期に告知をして約50人の参加があった。昔は養子であることを隠した時代もあるが、現在では里親について周知された結果、途中養育の者同士、里親も里子も支えあっていくという状況が生まれている。

この他にも、小鳩会では、里親家庭の思春期女兒等の相互扶助を目的とした「ジョシ会」、小学生の男女と保護者を対象としてグループワークを行う「スマイル・キッズクラブ」等を実施している。こうした企画には、支援員が、集まった子どもや里親に接して、適切なアドバイスができるという強みもある。

イ ホームステイ制度

昔は「季節里親」と呼ばれた制度で、現在、県が力を入れている。

親権者である親の承諾がない限り里親委託はできない。しかし、親が同意しないケースには、いずれ親子が向かい合えば実家庭に帰れるような関係性であるケースもあれば、親が安心できる家庭を築けず、実家庭

に帰れないにも関わらず、自分の子だという理由で同意をしないケースもある。特に、後者の子どもについては、長期にわたって施設養護にかからざるを得ないという状況が発生する。

こうした状況にある子どもが、18～20歳で社会に出たときに、施設のほかにもう一人、応援団となる者を作れないか、ということで各施設が取り組んでいるのが「ホームステイ」である。家庭体験を通して子どもの「育ち」を一緒に支えてもらうことで、社会に出たときに安心できる状況を効果的に作ることができる。これは小鳩会の経験に基づく実感であり、今後もホームステイには力を入れていく方針である。

3 質疑・意見交換 (凡例 ■：調査議員、□：応対者)

■ 県内の里親等が結集して事に当たると聞いたが、課題はあるか。

□ 人材と、それにかかわる職員の人員増が課題である。国の制度として、欧米にならってフォスタリングという制度が挙げられている。実際にカナダのフォスタリング機関を訪れると、何年も前のことだが、児童相談所より



規模が大きく、非常に多くの職員がいて、いわゆる個別ケアが可能なほどの人手があった。一方、現在の小鳩会の里親支援事業は、里親支援専門相談員、里親委託推進員、里親支援相談員、心理訪問支援員、人数にすると約5名で回っている。全県下の子どもを訪問しようとする大変なことになる。また、土日は行政機関が開いていないことから、子どもが帰ってこないとか、トラブルを起こしたといった相談もある。地理的に南北に長い県であることから、一日に1件しか訪問できないこともある。ニーズに応えるならば、まずは人手と人材育成である。

■ 人材の問題に行き着くということか。

□ 里親との相互支援等については、人間関係の問題である。若い職員がファミリーホーム等へ行くと、県内の里親は割と年齢が高いので、最初は相手にしてもらえない。しかし、日参して子どもの気持ちを理解し、寄り添う中で、子どもが「お兄ちゃん、お姉ちゃん」と呼んで、来てくれるのを喜ぶようになると状況が変わる。人材が育てば、里親と互いに話ができることから、少し明かりは見えている。

■ 里親の登録状況についてはどう考えるか。

□ 里親に登録していても、高齢や介護の問題があるなど、実際に受入れができる里親は少ない。しかし、状況的に受入れはできなくても、里親登録

を継続して、支援活動に参加してくれる里親もいる。委託の有無に関わらず、登録している里親が皆で活動し、「社会で子どもを育てる」という言葉を実践しようとする里親が増えてきた。

それはやはり、県の子ども・青年局の最初のオリエンテーションで、「里親のための里親制度ではない、子どものための里親制度である」と何度も厳しく言われるからでもある。里親登録の希望者は里親認定前研修の中で、県の研修を受けてから、子どもと直接関わる小鳩会の研修を受けに来るが、最初は子どもが欲しくて申請した人が、「社会で子どもを育てる」という意味を理解し、何か力になりたいというように考えが変わったと話している。昭和の時代から平成の中頃までの里親とは全く違うと思う。

- 里親委託を受けたものの、途中で放棄するといったケースはあるか。
- 小鳩会では「不調」という言葉を使いたくないので、里親と「合わなかった」という言葉を使っているが、事例は多い。高齢児に多く、今は4つの児童養護施設に各3～4人いる。特に、本来はシンプルな障害のあった子どもが、虐待を受けて、非常に心が傷ついたりすると、ちょっとやそつとでは里親に馴染まず、色々なことをする内に里親と「合わなく」なる。

子どもには子どもの、里親には里親の叫びがある。

滋賀県の場合は特に手厚く、育てにくい、関わりづらい子どもの養育をしてもらっている里親が多いので、施設のみならず、障害福祉サービスとの連携も重要だと思う。

- 現在は非常に地域との繋がりが感じられるが、昭和36年に法人を設立したということで、当時から今まで、小鳩会としてつらかったこと、地域に溶け込むようになった転機といったものはあるか。
- 小鳩会は女性の民生委員の手で立ち上げた法人であり、女性の力できめ細やかな、丁寧な子育てをしようとして創立された。昭和45年に現在の土地に移ってきたが、今この辺りにある家の跡取りの多くは、この施設で遊びながら育った人である。地域交流と言う前から、地域の人々がここに入って、子どもが自然に遊んでいた。また、乳幼児中心の施設だったので、子どもが差別を受けるようなことは、他の施設に比べればないに等しかった。

転機と言えば、平成4年にこの建物を改築したとき、児童家庭支援センター受託のきっかけとなる「あゆっこ子育て教室」を始めたが、その当時から地域の方と一緒に暮らそうというのが徹底していたと思う。

さらに、この辺りは、高齢者夫婦のみの家庭が多い。施設の子どもが隣家の敷地へ鍵を投げたことがあり、謝りながら鍵を探させてもらったことがあるが、気に留めることもなく、結局は夫婦で鍵を探し当てて持ってきた。その際に、常日頃うるさくして申し訳ないと伝えたところ、「子どもの声がしないと寂しいから、子どもの声がしない日は、夫婦二人で庭へ出て、耳をそばだてているくらい。だからかまわない。」と言ってもらった。この施設自身が地域の核になりつつある。

- 子どもの声が…という話では、苦情のある地域もあるが、ここはとても地域に溶け込んでいる。
- 子どもに関する苦情はほとんどない。逆に、地域小規模児童養護施設の職員は、思春期の子供が職員に暴言を吐いたりするのを聞いた隣家の夫人から、「誰でも通る道だから、今を乗り越えたら落ち着くから頑張っ。」と慰められたこともある。その代わり、旅行の際にはお土産を配ったり、正月の挨拶をしたり、普通のご近所付き合いをしている。むしろ施設側が地域の人々に支えてもらっているところは大きい。

【視察を終えて】

「小鳩会」は民生委員の手で立ち上げたものであり、本県の里親センター「ひこばえ」とは違い、自然発生であったことに驚いた。

また、滋賀県では、民間あっせん事業者からのあっせんも含め、委託の経緯によらず、子供と里親の支援を行い、手厚く支援をしている。

本県も、今のままでは委託率の伸びは低いものでしか有り得ないため、里親センターの委託先に、NPO法人等を加えるべきと考える。



社会福祉法人小鳩会前にて

IV 愛知県庁

【調査項目】「伝統工芸産業ブラッシュアップ事業」について

調査日時：平成31年2月5日(火) 14時～14時45分

調査場所：愛知県庁（名古屋市中区三の丸3-1-2）

応 対 者：愛知県産業労働部産業振興課 森 主幹

高見 課長補佐

1 愛知県のモノづくり産業の現状

(1) 概要

愛知県は、モノづくり産業県として、製造品出荷額等は40年連続で全国第1位、全国の製造品出荷額の14.9%を占めている。また、産業構造については、基幹産業である自動車等の輸送機械に加え、機械、鉄鋼、プラスチック等の資材を提供する産業や、繊維、窯業といった地場産業等、幅広い製造業が集積している。

(2) 地場産業に係る製造品出荷額等の状況について

地場産業に係る製造品出荷額は、全国は92兆6,701億円であるのに対し、愛知県は7兆8,727億円であり、8.5%のシェアを有している。この金額は、県の全製造品の出荷額である44兆9,090億円の17.5%に相当する。全国の製造品出荷額に占める地場産業の割合が30.7%であることとの比較により、愛知では地場産業以外の製造業の割合が大きいことが分かる。ただ、愛知県では基盤産業、次世代産業等に関する支援・施策に合わせて、古くからこの地域の産業を支えてきた伝統的工芸品産業を含む地場産業についても、産業振興の観点から支援を実施している。

2 愛知県の伝統的工芸品産業

(1) 伝統的工芸品とは

伝統的工芸品とは、次の5つの要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けた工芸品である。現在、国が指定している伝統的工芸品は全国に232種類ある。

ア 主として日常生活に使用されるものであること。

イ 主要な製造工程が手工業的であること。

ウ 製造技術・技法が100年以上の歴史を有すること。

エ 主たる原材料も100年以上継続されてきたこと。

オ 産地に一定数以上の企業数・従事者数があること。

(原則として10企業以上又は30人以上の従事者)

(2) 愛知県の伝統的工芸品

県内には、国指定の伝統的工芸品は14種類ある。これは全国で5番目の多さである。

あいちの伝統的工芸品（指定順）

- ①有松・鳴海絞 ②常滑焼 ③名古屋仏壇 ④三河仏壇
 ⑤豊橋筆 ⑥赤津焼 ⑦岡崎石工品 ⑧名古屋桐箆笥
 ⑨名古屋友禅 ⑩名古屋黒紋付染 ⑪尾張七宝 ⑫瀬戸染付焼
 ⑬尾張仏具（平成28年度新指定） ⑭三州鬼瓦工芸品（平成29年度新指定）

(3) 愛知県の伝統的工芸品産業支援施策体系

愛知県の伝統的工芸品産業支援施策の体系は次のとおり。

伝統工芸産業振興事業	振興対策会議の開催 及び産地指導	①振興対策会議 ②産地指導 ③各種イベント出席
	普及啓発	パンフレット「あいちの伝統的工芸品」の改訂・増刷
	新商品開発及び販路開拓	①伝統工芸産業ブラッシュアップ事業 ②伝統的工芸品展への出展参加 ③地場産業販路開拓支援事業費補助金 ④PR事業の実施 ⑤中小企業応援ファンドによる助成
	功労者等表彰	功労者、優秀技術者、郷土工芸品

3 伝統工芸産業ブラッシュアップ事業

(1) 背景

伝統工芸産業ブラッシュアップ事業は平成30年度から開始した。

県内の伝統的工芸品産業は、近年、生産額は下げ止まり傾向、従業者数は減少傾向にある。クールジャパン等の効果で、伝統的工芸品の価値は見直されつつあるが、産地では高齢化や後継者不足もあって、厳しい状況が続いている。

こうした状況下で、伝統的工芸品を産業として活性化するための課題は、①現代の多様なニーズに合った商品づくり、②商品を適切な販路で販売するための新たな販路開拓、そして③後継者の確保・育成である。

作り手の企業に話を聞くと、③後継者の確保・育成という点では、実際には産地で職人として働きたいという希望者があっても、受け手である企業が給料面などで受け入れを断らざるを得ないことがある。こうした問題を解消するためにも、①ニーズに合った商品づくりと②新たな販路開拓を進める必要があるが、産地企業には家族経営や、職人一人でやっているよ

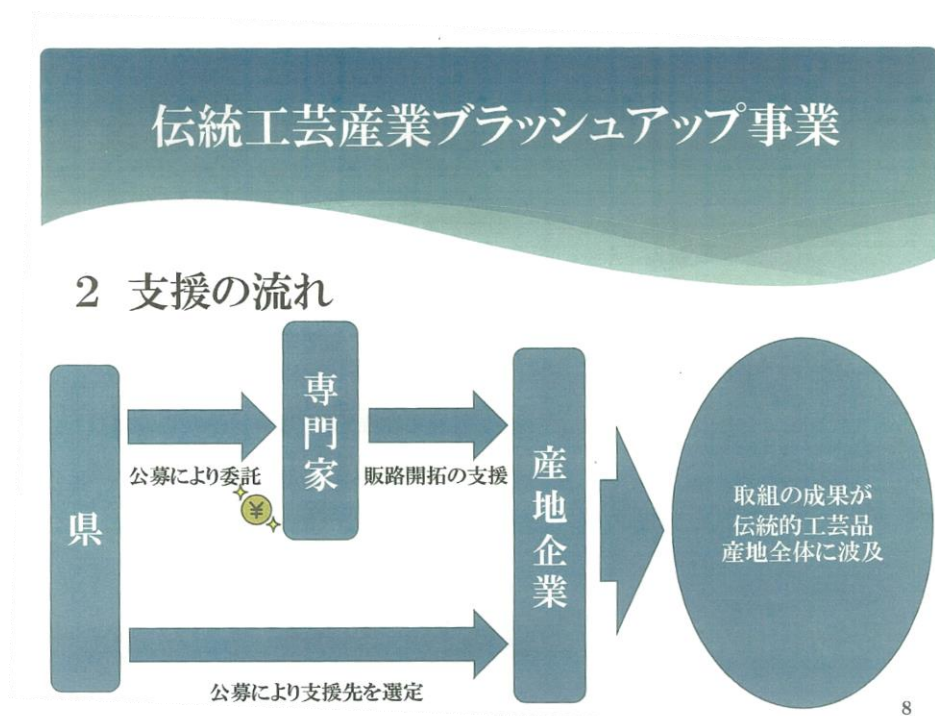
うな小規模な企業が多く、単独で取り組むことは困難である。

そこで、県がマーケティング等の専門家を産地企業に派遣し、伝統的工芸品の魅力を再評価してもらえるような商品づくりや、消費者ニーズに合う新たな販路開拓を支援することとした。専門家の支援により、実際の売り上げ増に繋げ、産業としてさらに磨き上げていくという意味で、「伝統工芸産業ブラッシュアップ事業」とした。

(2) 支援の流れ

まず、県は公募により、支援を行う専門家を選定し、委託契約を締結する。委託の費用は県が負担する。次に、同じく公募により、支援先となる企業を選定する。そして、専門家と産地企業が決定したところで、専門家から産地企業に販路開拓の支援を実施する。

こうした販路開拓の支援を通じて、産地の成功事例を作る。そして、それを県が主催する研究会や報告会で発信し、記者発表でメディアに取り上げてもらうなど、新しい成功事例を展開することにより、最終的には取組の成果が伝統的工芸品の他産地や、産地全体へ波及することを目指している。



(出典：配布資料)

(3) 対象者（平成30年度）

事業の支援対象となる産地企業等は、2企業又はグループ（複数企業によるグループ）とし、応募条件は次のとおりとした。

- ア 県内に本社がある企業であること。
 - イ 県内の伝統的工芸品（※）の製造又は販売を行っていること。
 - ウ グループの場合は、グループの代表が県内に本社がある企業であり、県内の伝統的工芸品の製造又は販売を行っていること。
 - エ 従来の手法にこだわらず、専門家と一緒に伝統的工芸品の販路開拓に取り組む意欲があること。
 - オ 研究会や報告会で、本事業の取組の概要を紹介できること。
- （※「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」により、経済産業大臣が指定したもの。）

(4) 支援内容（平成30年度）

ア 産地企業に対する支援

まず、専門家が産地企業を訪問し、現状や課題を踏まえた目標及び具体的な取組計画を産地企業とともに作成する。次に、産地企業は専門家からのアドバイスを踏まえ、販路開拓の取組を実施する。あくまで産地企業が主体となって進め、専門家は支援に徹する。支援期間内に、目標・取組計画作成のための企業訪問・ヒアリングを1回以上、販路開拓の取組等に対する専門家の支援を7回以上、合計して、1社・グループ当たり8回以上の支援を実施する。具体的な取組・支援内容については、産地企業の希望に基づき、専門家と産地企業とが相談して決定する。

イ 成果等の展開

取組の成果について、研究会や報告会を開催し、他の産地企業が新たな取組を行うきっかけを提供する。研究会は年2回、1月と2月に開催。報告会は年1回、3月に開催する予定である。

(5) 平成30年度の取組内容

ア 支援を行う専門家

平成30年度の支援を行う専門家は次のとおりである。

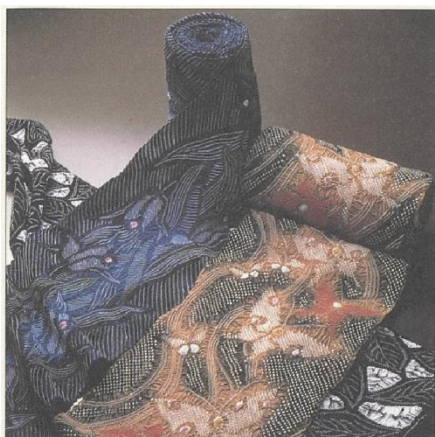
事業者名	株式会社RW
所在地	名古屋市中区
事業内容	・教育事業（デザイン塾・セミナーの企画運営） ・コンサル事業（ビジネスデザイン業務、事業提案・事業計画作成・ブランド構築） ・制作事業（その他デザイン業務）

イ 支援先となる産地企業等

平成30年度の支援先は次のとおりである。

(ア) 愛知絞販売株式会社/Enchant (インシエント)

有松・鳴海絞 (ありまつ・なるみしぼり) の販売会社と作り手である。



有松・鳴海絞

(出典：冊子「あいちの伝統的工芸品」)

専門家とのヒアリングの中で、産地の絞りユーザーの高齢化と、職人の減少という課題が見えてきた。職人が減少し、高齢化もしていることから、技術の継承について危機感がある。

そこで、有松・鳴海絞をもっと身近にするため、時代にマッチしたデザインと伝統の融合したブランドを作り、量産可能なシステムを作ることへの挑戦を自分たちのミッションとした。

事業者名	愛知絞販売株式会社/Enchant (共同申請)
所在地	名古屋市緑区
品目	有松・鳴海絞
取組概要	・愛知絞販売株式会社とEnchantによる新ブランドの設立

- (イ) 株式会社大黒屋仏壇店
名古屋仏壇の販売会社である。



名古屋仏壇

(出典：冊子「あいちの伝統的工芸品」)

伝統的工芸品である名古屋仏壇は、生産台数が年々減少しており、職人の仕事が減少し技術の継承が難しくなることから、「技術を売る」ことをミッションに掲げた。

取組としては、名古屋仏壇の漆塗りと蒔絵の技術を使って新商品を開発する。また、職人の色々な技術があるが、それを写真で残したり、カタログにしたりといったことは今までなく、模様や色についても言葉でしか説明できなかった。そこで、技術の売り込みのツールとして活用できる見本帳の作成も進めている。

事業者名	株式会社大黒屋仏壇店
所在地	名古屋市中区
品目	名古屋仏壇
取組概要	・名古屋仏壇の職人の技術を他のものづくり分野で活用

ウ 今後について

本事業の支援期間は年度区切りであるため、以上の2者に対する支援は平成31年3月までで終了する。しかし、支援の中で、次年度以降の中期的な計画を立てることから、2者とも、その計画に基づいて取組を継続していく方向である。県は、本事業以外でも、引き続き何らかの支援をしていきたいと考えている。

4 質疑・意見交換 (凡例 ■：調査議員、□：応対者)



■ 神奈川県伝統的工芸品は3品目あり、木工品の寄木細工等で色々模索はしているが、なかなかふるわないものもある。それでも、年8回までのアドバイザー派遣事業等、努力はしている。ただし、これには企業負担がある。愛知県の事業は直接支援ということによいか。

- 専門家に県が委託費用を支払い、専門家が直接支援を行うものである。
- 14品目も伝統的工芸品がある中で、平成30年度の支援先は2者というのは、かなり競争率が高いと思われる。この2者に絞った理由は何か。
- 支援先の数については、予算上の制約から2者としている。全体で約290万円の予算で、2つの企業を支援している。

本事業は、支援を受ける企業が自ら考えて、専門家はそれを支援するというものであり、昔から同じことを続けていて、ただ販路を開拓したい、売ってきてもらいたい、という企業では、正直耐えられるものではない。ある程度、若い方が中心になると思うが、やる気のある企業に対する支援制度である。産地が14あっても、その中で前向きに来てくれる数となると、そう多くはない。そういう意味でも、初年度としてはちょうど良い数であったかと考える。

- 2つの支援先に対して、何らかの支援を継続していきたいという話だが、他にできることとして何が考えられるか。
- ブラッシュアップ事業は単年度事業になるため、1年のみで終了する。ただ、支援を行う専門家企業とともに、翌年度以降の計画策定をしてもらっているため、その先は、支援を受けた企業と支援をする企業で、自分たちの負担で引き続き取り組んでいってもらうことも可能である。

また、あいち中小企業応援ファンドという別の支援制度がある。内容は新商品の開発経費、販路開拓のための業者向けの展示会に出展する経費を助成する制度である。これには自己負担があり、2分の1の補助又は小規模事業所であれば3分の2の補助という形をとっている。

- 産地によって、それぞれの市町での温度差というのは相当程度あるのではないか。
- 温度差はあるかもしれないが、地元の市町も積極的に取り組んでいる。
- 伝統的工芸品は高級品が多く、購入できる人は限られる。新たな販路は想像が難しい。どういった層を新たな販路として掘り起こすのか、どう考えているか、企業から聞いていれば教えてほしい。

- 最初からこれが出口だと想定して事業を進めるわけではない。各企業と話をする中で、あるブランドを立ち上げるとすると、そのブランドに合った販路は何か、最終的な出口はどこかということが段々と定まっていく。言わば手探りでやっている。すぐに販路を教えてくれと言われても、特効薬はない。

【視察を終えて】

愛知県の伝統的工芸品は、高額なものが多く、14品目あり、その事業所数も本県に比べてかなり多いが、初年度2団体に絞り、直接支援を実施したことは、大きな一歩であると思った。

一方、本県の伝統的工芸品は3品目とかなり少ないが、事業所を直接応援するシステムはない。伝統工芸品産業の持続的発展を図るには、直接支援のメニューを考え、金銭面からもバックアップする必要があると感じた。

V 愛知県庁

【調査項目】公契約条例の制定について

調査日時：平成31年2月5日(火) 14時45分～15時30分

調査場所：愛知県庁（名古屋市中区三の丸3-1-2）

応 対 者：愛知県会計局管理課 伊藤 主幹
宮島 課長補佐
田島 主任主査

1 愛知県公契約条例制定の理由

愛知県では、公契約における競争性、透明性の確保、工事やサービスの質の向上等の課題に対応するとともに、公契約を政策推進の手法として積極的に活用していくため、公契約に携わる県や事業者それぞれの責務を明らかにし、基本方針に基づく施策を実施することにより、体系的・総合的に問題解決が図られるよう、愛知県公契約条例を制定した。



2 愛知公契約条例の概要

(1) 目的【第1条】

本条例は、公契約を活用し、公共サービスの質の確保、社会的な価値の実現及び労働環境の整備を図り、県民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的として定めている。

(2) 定義【第2条】

本条例は「公契約」について、「県が締結する売買、貸借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して対価の支払をすべきもの」と定義している。

(3) 基本方針【第3条】

本条例の基本方針は4本柱で、次のように定めている。

ア 透明性・公共性を確保し、不正行為の排除を徹底する。

イ 公共サービスの質の確保をするために、予定価格及び相手方の決定を適切に行う。

- ウ 社会的な価値の実現を図るために、公契約を活用する。
- エ 労働環境の整備を図るため、適切な措置を講ずる。

(4) 県の責務【第4条】

県の責務として、基本方針に則って、必要な取組を推進すると定めている。具体的な運営体制として、知事を本部長とする推進本部を設置し、条例に基づく施策を全庁的に推進している。その下には各部局の主管課長をメンバーとする幹事会を設置している。

(5) 公契約の相手方の責務【第5条】

公契約の相手方となる事業者には、社会的責任を自覚し、法令遵守するとともに、適切に履行するという責務を課している。具体的には、物品・役務等の入札参加資格者名簿の登載時に、社会保険等の加入状況を確認し、事業者の加入を促進している。

(6) 予定価格の適正な決定【第6条】

県民に提供されるサービスの品質の確保が図られるよう、予定価格の適正な決定について定めている。公共工事においては、資材単価の改訂を市場の実態に即して適切に反映するとともに、国が公表する設計労務単価を適正に運用し、適正な予定価格を維持するよう努めている。

また、公共工事以外では、人件費要素の高い業務委託契約（清掃、警備、電話交換、受付・案内）において、適正な予定価格を算定するために、全庁に向けて積算方法を例示し、積算をさせている。例えば清掃について、従来は平米単価で積算をしていたこともあるが、現在は人件費ベースで積算するよう、全庁に投げかけている。

(7) 低入札価格調査制度等の活用【第7条】

低入札対策の充実・強化のために、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用について定めている。公共工事における一般競争入札においては、一定価格を下回る入札額を評価しない「価格据置型総合評価方式」を拡大している。人件費要素の高い業務委託契約においては、地域別最低賃金を考慮した低入札価格調査制度等の適正な運用を徹底している。

(8) 事業者の社会的な価値の実現に資する取組の勘案【第8条】

企画競争等及び入札参加資格者名簿の登録において、社会的な価値の実現に資する取組を評価項目として設定し、積極的な取組を行っている企業には加点を行う。評価において勘案する事項は次のとおり。

- ア ISO等、環境に配慮した事業活動
- イ 障害者雇用をはじめ、就業を支援する必要がある者の雇用促進

- ウ 男女共同参画社会の形成に資する取組
- エ ワーク・ライフ・バランスを図るための取組
- オ その他社会的な価値の実現に資する取組

(9) 労働環境の整備が図られていることを確認するための措置【第9条】

規模の大きな特定の公契約については、公契約の相手方となる事業者に対し、労働関係法令の遵守状況及び賃金単価について、「労働環境報告書」により県に報告するよう求めている。対象となる契約は規則等で定める。

また、チラシ・ポスター等を各事業の現場に配置・掲示し、県が労働環境整備に努めていることの周知・徹底を図るとともに、職場で労働環境が守られていない場合に、労働者からの申出を受け付ける取組もしている。

様式第1(第3条関係) 労働環境報告書

区分	項 目	回答
労働条件	① 賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますか。	
	② 常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。 (常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	③ 法定労働時間(1日8時間以内かつ1週40時間以内)を超えて労働時間の延長または休日労働を行わせる場合に、所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定(36協定)を届け出ていますか。 (労働時間の延長または休日労働を行わない場合は、「/」を記入してください。)	
	④ 法定の年次有給休暇を付与していますか。(年次有給休暇は、雇入れの日から6か月間継続勤務し、8割以上出勤した労働者に対して10日付与され、その後は継続勤務年数に応じて最大20日まで付与されます。)	
	⑤ 労働者名簿及び賃金台帳を整備していますか。	
安全衛生	⑥ 事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者を選任していますか。(常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	⑦ 機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っていますか。	
	⑧ 雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っていますか。	
	⑨ 雇入れ時及びその後1年に1回、定期的に健康診断を行っていますか。	
賃金	⑩ 1年に1回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査(ストレスチェック)を行っていますか。(常時使用する労働者が50人未満であり、かつ検査を行っていない場合は、「/」を記入してください。)	
	⑪ 賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っていますか。(口座振込を含む。)	
	⑫ 時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。(時間外又は深夜:2割5分以上、休日:3割5分以上、時間外かつ深夜:5割以上、休日かつ深夜:6割以上)	
取組事例	⑬ 愛知県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
	⑭ 労働環境の改善に向けて、積極的に取り組んでいますか。 (具体的な取組を記入してください。)	

※ 「回答」欄には、「○」または「×」、該当しない場合は「/」を記入してください。

殿

当該業務の労働環境について、上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

契 約 名

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名



担当者連絡先

(所属名、氏名、電話番号)

(出典：配布資料)

(10) 関係団体との協議の場の設置【第10条】

公契約に関する取組を効果的かつ円滑に行うため、必要に応じ、関係団体との協議の場を設置する。「必要に応じ」としているが、条例制定から現在まで、県では年1回は必ず協議の場を開催している。

(11) 指定管理者の指定に関する事務に係る取扱い【第11条】

指定管理者には、指定管理協定を結んで、県の体育館や公園を管理してもらっている。指定管理者を選定するプロポーザル、企画競争の場合においても、社会的価値の実現に資する取組の勘案について定めた第8条を準用し、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス等に力を入れている事業者には加点を行うという取扱いをしている。

(12) 施行日【附則】

本条例は平成28年4月1日に施行したが、労働環境の整備が図られていることを確認する措置について定めた第9条のみは、労働環境報告書等について半年間の周知期間を設けたことから10月1日の施行となっている。

3 質疑・意見交換（凡例 ■：調査議員、□：応対者）

■ 事前に県ホームページで制定までの経緯の説明を読んだところ、平成24年度に部局横断的な研究チームによる調査研究を行い、平成25年度には、外部有識者による「公契約のあり方検討会議」を開催したとあった。ここまでは神奈川県も実施したが、労働者、事業者それぞれの



立場で意見が分かれて、そこで議論が止まっている。平成25年度の検討会議で具体的に条例制定をした方がいいとなったのか、それとも会議自体、制定を目指す前提で進めたのか。

□ 条例制定を目的として、制定に向けて検討しようという方向ではいたが、作業報酬下限額という賃金条項を入れるか入れないかという部分については、検討会でも両論併記となった。

■ 作業報酬下限額をやめて、労働環境報告書に変えたことでスムーズにいったのか。

□ そういうことである。

■ 平成24年度に庁内研究チームで検討を重ねると決まったのは、知事の方針か。

□ 平成23年11月の代表質問の際、知事がそのように表明して、それをきつ

かけに庁内検討チームを作った。

- 作業報酬下限額を入れないと決断したことについて、それを求めている人たちの反応はどうであったか。
- 入れるべきだという声は当然あったが、議会全体の賛同が得られない限り難しいのではないかと、ということになった。
- 条例が上手くいっているか、的確であるかを含め、施行後の検証はどのようにしているか。
- 検証の一つの場として、関係団体の協議の場を設置している。条例制定当時からの関係団体の皆さんに参加してもらっている。
- 条例制定についての事業者の声はどうか。批判的な声はあるか。
- 条例制定までの過程では、作業報酬下限額に対する反対意見はあった。しかし、事業者団体と直接調整し、作業報酬下限額の導入を見合わせた時点で、ある程度、事業者側の意見を通してできた条例となったので、それ以降この部分について何かという意見はない。

※作業報酬下限額

法に基づき定められた最低賃金を上回る賃金の下限額（作業報酬下限額）を定め、受注者や下請け業者等に対して、その額以上を従事者に支払うよう求める制度。

【視察を終えて】

公契約条例は、自治体によってその内容が異なり、非常に抽象的な理念条例もあれば、報酬下限額を明記した具体的なものもある。愛知県はその中間という印象だった。

一方で、条例制定により、県民の間にも、労働者の賃金確保について意識が広がっており、本県においても制定が必要であるとの認識を改めて持った。

愛知県でも、知事の決断によって具体的な検討が始まった。引き続き、会派としても、知事に対する提言を深めていく。